

十九条の五及び第三十六条第二項において同じ。）の子会社であるときは、当該持株会社の主要株主を含む。次号において同じ。）のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社等

イ 第一号に規定する取消しの日前三十日以内にその役員等であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの

ロ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者であつて、

その法定代理人が第七条第一項第一号から第六号まで又はイのいずれかに該当するもの

ハ 第七条第一項第二号から第六号までのいずれかに該当する者

四 法人である主要株主のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社等

イ 第三十八条第一項の規定により第四条の登録を取り消され、第三十九条第一項の規定により第二

十四条第一項の認可を取り消され、若しくは投資信託及び投資法人に関する法律第四十一条第一

項、第四十二条第一項第一号亦若しくは第四十三条の規定により同法第六条の認可を取り消され、

又はこの法律若しくは投資信託及び投資法人に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録等を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者

ロ この法律、証券取引法、外国証券業者に関する法律若しくは投資信託及び投資法人に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ハ 法人を代表する役員のうち第七条第一項第一号から第六号まで又は前号イのいずれかに該当する者のある者

3 前項第三号及び第四号の「主要株主」とは、会社の総株主又は総出資者の議決権（株式会社又は有限会社にあつては、商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項及び第二十九条の二第一項において同じ。）の百分の二十（会社の財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合には、百分の十五）以上の数の議決権（保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下この条及び第二十九条の二第一項において「対象議決権」という。）を保有している者をいう。

4 第二項第三号の「子会社」とは、会社がその総株主又は総社員の議決権（商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項において同じ。）の過半数を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員の議決権の過半数を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

5 次の各号に掲げる場合における第三項の規定の適用については、当該各号に定める対象議決権は、これを保有しているものとみなす。

- 一 金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、会社の対象議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合 当該対象議決権
- 二 株式の所有関係、親族関係その他の政令で定める特別の関係にある者が会社の対象議決権を保有する場合 当該特別の関係にある者が保有する当該対象議決権

6 第三項及び前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十九条第一項第二号中「第二十三条第一項」を「第二十三条」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 第三十一条第三項の届出の内容に変更があつたとき又は当該届出に係る業務を廃止し、休止し、若しくは再開したとき。

第二十九条の次に次の四条を加える。

(主要株主の届出)

第二十九条の二 認可投資顧問業者の株主又は出資者は、認可投資顧問業者の主要株主(第二十七条第三項に規定する主要株主をいう。次条、第二十九条の四及び第三十六条第二項において同じ。)となつたときは、内閣府令で定めるところにより、対象議決権保有割合(対象議決権の保有者の保有する当該対象議決権の数を当該認可投資顧問業者の総株主又は総出資者の議決権の数で除して得た割合をいう。)、保有の目的その他内閣府令で定める事項を記載した対象議決権保有届出書を、遅滞なく、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 前項の対象議決権保有届出書には、第二十七条第二項第三号及び第四号に該当しないことを誓約する

書面その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

(主要株主に対する措置命令)

第二十九条の三 内閣総理大臣は、認可投資顧問業者の主要株主が第二十七条第二項第三号イからハまで又は第四号イからハまでのいずれかに該当することとなつたときは、当該主要株主に対し三月以内の期間を定めて当該認可投資顧問業者の主要株主でなくなるための措置その他必要な措置をとることを命ずることができる。

(主要株主でなくなつた旨の届出)

第二十九条の四 認可投資顧問業者の主要株主は、当該認可投資顧問業者の主要株主でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(主要株主に関する規定の準用)

第二十九条の五 前三条の規定は、認可投資顧問業者を子会社(第二十七条第四項に規定する子会社をいう。第三十六条第二項において同じ。)とする持株会社の株主又は出資者について準用する。

第三十条の三第二項第二号中「証券会社」を「証券会社等」に改め、同項第四号中「前三号」を「前各

号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 認可投資顧問業者の利害関係人である信託業務を営む金融機関が運用を行う信託財産に係る受益者の利益を図るため、当該認可投資顧問業者が締結した投資一任契約に係る顧客の利益を害することとなる取引を行うことを内容とした投資判断に基づく投資を行うこと。

第三十一条第一項中「及び証券業」を「証券業及び信託業務」に改め、「投資顧問業及び投資一任契約に係る業務に関連する業務で」を削り、「営むにつき」の下に「公益又は」を加え、同条第二項中「証券業」を「証券業又は信託業務」に、「第二十三条第一項」を「第二十三条」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 認可投資顧問業者が前項の認可を受けて証券業を営む場合（当該認可投資顧問業者が証券仲介業者又は許可外国証券業者である場合を除く。）又は信託業務を営む場合においては、第一項ただし書の承認を受けることなく、内閣総理大臣に届け出て、第一項本文に規定する業務以外の業務を営むことができる。

第三十一条第四項から第六項までを削る。

第三十一条の三を第三十一条の五とし、同条の次に次の一条を加える。

第三十一条の六 認可投資顧問業者は、第三十一条第二項の認可を受けて信託業務を営む場合においては、その投資一任契約を締結した顧客に対して、次に掲げる行為をしてはならない。

一 信託業務として運用を行う特定の信託財産に係る受益者の利益を図るため、その締結した投資一任契約に係る顧客の利益を害することとなる取引を内容とした投資判断に基づく投資を行うこと。

二 有価証券の発行者又は証券業務に係る顧客に関する非公開情報に基づいて、投資一任契約を締結した特定の顧客の利益を図ることを目的とした投資判断に基づく投資を行うこと。

三 証券業務による利益を図るため、投資判断に基づく取引の方針、取引の額又は市場の状況に照らして不必要と認められる頻度又は規模の取引を行うこと。

四 有価証券の引受けに係る主幹事会社である場合において、当該有価証券の募集又は売出しの条件に影響を及ぼすために実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした投資判断に基づく投資を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は投資一任契約

に係る業務の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

第三十一条の二の前の見出しを削り、同条を第三十一条の四とし、同条の前に見出しとして「(認可投資顧問業者が投資信託委託業等を営む場合の禁止行為)」を付し、第三十一条の次に次の二条を加える。

(認可投資顧問業者が証券業を営む場合の特例)

第三十一条の二 認可投資顧問業者が証券業を営む場合(当該認可投資顧問業者が証券仲介業者である場合を除く。)における第三十三条において準用する第十六条第一項の規定の適用については、同項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該書面を顧客に交付しなくても公益又は投資者保護のために支障を生ずることがないと認められるものとして内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない」と、同項第一号中「事実の有無」とあるのは「事実の有無(政令で定めるものに限る。)」とする。

2 認可投資顧問業者が証券業を営む場合(当該認可投資顧問業者が証券仲介業者又は許可外国証券業者である場合を除く。)においては、第三十三条において準用する第十八条の規定は、適用しない。

3 認可投資顧問業者が証券仲介業者である場合における第三十三条において準用する第十八条の規定の

適用については、同条中「証券取引行為」とあるのは、「証券取引行為（顧客を相手方として行う証券取引法第二条第十一項各号に掲げる行為を除く。）」とする。

4 認可投資顧問業者が許可外国証券業者である場合における第三十三条において準用する第十八条の規定の適用については、同条中「証券取引行為」とあるのは、「証券取引行為（外国証券業者に関する法律第十三条の二第一項に規定する取引所取引を除く。）」とする。

5 認可投資顧問業者が証券業を営む場合（当該認可投資顧問業者が証券仲介業者又は許可外国証券業者である場合を除く。）においては、第三十三条において準用する第十九条の規定は、適用しない。

6 認可投資顧問業者が証券業を営む場合（当該認可投資顧問業者が証券仲介業者又は許可外国証券業者である場合を除く。）における第三十三条において準用する第二十条の規定の適用については、同条中「証券会社」とあるのは「第三者たる証券会社」と、「貸付けを」とあるのは「貸付けその他の政令で定めるものを」と、「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該認可投資顧問業者が同項に規定する信用取引に係る貸付けとして当該認可投資顧問業者の顧客に対して貸し付けることその他の政令で定める行為は、この限りでない」とする。

7 認可投資顧問業者が証券仲介業者である場合における第三十三条において準用する第二十條の規定の適用については、同条中「貸付け（証券取引法第五十六條の二十四第一項に規定する信用取引を利用する際に生ずる証券会社の顧客に対する貸付けを除く。）につき媒介、取次ぎ若しくは代理」とあるのは、「貸付けにつき媒介（証券取引法第五十六條の二十四第一項に規定する信用取引を利用する際に生ずる証券会社の顧客に対する貸付けその他の政令で定めるものの媒介を除く。）、取次ぎ若しくは代理（同項に規定する信用取引を利用する際に生ずる証券会社の顧客に対する貸付けに係るものを除く。）とする。

8 前各項に定めるもののほか、認可投資顧問業者が証券業を営む場合におけるこの法律の規定の適用に関する事項（その行う投資一任契約に係る業務に関するものに限る。）は、政令で定める。

（認可投資顧問業者が信託業務を営む場合の特例）

第三十一条の三 認可投資顧問業者が信託業務を営む場合における第三十三条において準用する第十六條第一項の規定の適用については、同項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該書面を顧客に交付しなくても公益又は投資者保護のために支障を生ずることがないと認められるものとして内閣総

理大臣の承認を受けたときは、この限りでない」と、同項第一号中「事実の有無」とあるのは「事実の有無（政令で定めるものに限る。）」とする。

2 認可投資顧問業者が信託業務を営む場合においては、第三十三条において準用する第十八条及び第十九条の規定は、適用しない。

3 認可投資顧問業者が信託業務を営む場合における第三十三条において準用する第二十条の規定の適用については、同条中「顧客に対し金銭若しくは有価証券を貸し付け、又は顧客」とあるのは「顧客」と、「ならない」とあるのは「ならない。ただし、第三者たる銀行その他政令で定める金融機関の顧客に対する金銭の貸付けの媒介（信託業法第五条第一項第三号に規定するものに限る。）その他の政令で定める行為は、この限りでない」とする。

4 認可投資顧問業者が信託業務を営む場合においては、第二十七条第二項（第一号及び第二号を除く。）、第二十九条の二から第二十九条の五まで及び第三十六条第二項の規定は、適用しない。

5 前各項に定めるもののほか、認可投資顧問業者が信託業務を営む場合におけるこの法律の規定の適用に関する事項（その行う投資一任契約に係る業務に関するものに限る。）は、政令で定める。

第三十六条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認可投資顧問業者の主要株主又は認可投資顧問業者を子会社とする持株会社の主要株主に対し、第二十九条の二から第二十九条の四までの届出若しくは措置若しくは当該認可投資顧問業者の業務若しくは財産に関する参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該主要株主の営業所その他の施設に立ち入り、当該主要株主の書類その他の物件の検査（第二十九条の二から第二十九条の四までの届出若しくは措置又は当該認可投資顧問業者の業務若しくは財産に関する必要な検査に限る。）をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。

第三十九条第一項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 第二十七条第二項第一号又は第二号に該当することとなつたとき。

第四十六条第二項中「第三十六条第二項及び第三項」を「第三十六条第三項及び第四項」に改める。

第五十四条の三第五号中「第一項若しくは」の下に「第二項若しくは」を加える。

第五十五条第六号中「及び証券業」を「証券業及び信託業務」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六 第二十九条の三（第二十九条の五において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者
第五十六条第七号を同条第八号とし、同条第六号中「証券業」の下に「又は信託業務」を加え、同号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六 第二十九条の二（第二十九条の五において準用する場合を含む。）の規定による届出書若しくは添付書類を提出せず、又は虚偽の届出書若しくは添付書類を提出した者

第五十七条第四号中「第二十三条第一項」を「第二十三条」に、「又は証券業」を「証券業又は信託業務」に改め、同条第七号を同条第九号とし、同条第六号を同条第八号とし、同条第五号を同条第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 第三十一条第三項の規定に違反して、届出をせずに投資顧問業、投資一任契約に係る業務、投資信託委託業、投資法人資産運用業、証券業及び信託業務以外の業務を営んだ者

第五十七条第四号の次に次の一号を加える。

五 第二十九条の四（第二十九条の五において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

（金融先物取引法の一部改正）

第五条 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九条の四」を「第九条の六」に、「第九条の五」を「第九条の七」に、「第二款 金融先物

「第二款 金融先物市

第一目 総則（第

第二目 主要株主

第三目 金融先物

市場を開設する株式会社の特例（第三十四条の十九―第三十四条の二十七）」を

場を開設する株式会社

第三十四条の十九―第三十四条の二十七）

（第三十四条の二十八―第三十四条の三十三）

に、「第三十四条の二十八」を「第三十

取引所持株式会社（第三十四条の三十四―第三十四条の五十二）」

「第三章 金融先物取引業

第一節 許可等（第五十六条―第六十五条）

第二節 業務（第六十六条―第七十四条）

第三節 監督（第七十五条―第八十四条）

第四節 金融先物取引業協会（第八十五条―第九十条）

を

四条の五十三」に、

第四章 金融先物清算機関（第九十条の二―第九十条の二十二）

第五章 雑則（第九十一条―第九十三条）

第六章 罰則（第九十四条―第一百五条）

第七章 犯則事件の調査等（第一百六条―第二百二十三条）

「第三章 外

第一節

第二節

第四章 金

第一節

第二節

第三節

第四節

第五章 金

第六章 雑

第七章 罰

第八章 犯

総則（第五十五条の二―第五十五条の六）

監督（第五十五条の七―第五十五条の十二）

融先物取引業

許可等（第五十六条―第六十五条）

業務（第六十六条―第七十四条）

監督（第七十五条―第八十四条）

金融先物取引業協会（第八十五条―第九十条）

融先物清算機関（第九十条の二―第九十条の二十二）

則（第九十一条―第九十三条）

則（第九十四条―第一百五条）

則事件の調査等（第一百六条―第二百二十三条）

第二条第一項第二号中「第二条第十七項」を「第二条第二十項」に改め、同条第十三項を同条第十五項とし、同条第九項から第十二項までを二項ずつ繰り下げ、同条第八項の次に次の二項を加える。

に改める。

9 この法律において「金融先物取引所持株式会社」とは、第三十四条の三十四第一項又は第三項ただし書の規定により内閣総理大臣の認可を受けた者をいう。

10 この法律において「外国金融先物取引所」とは、第五十五条の二第一項の規定により内閣総理大臣の認可を受けた者をいう。

第五条第二項第一号及び第二号を次のように改める。

一 免許申請者が次のいずれかに該当するとき。

イ 第十九条第二号から第四号までのいずれかに該当する者

ロ 第三十四条の三十一第一項の規定により第三十四条の二十八第一項若しくは第四項ただし書の認可を取り消され、第三十四条の四十三第一項の規定により第三十四条の四十第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消され、又は第三十四条の四十九第一項の規定により第三十四条の三十四第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者

二 役員のうち次のイからニまでのいずれかに該当する者があるとき。

イ 第十九条第五号イからリまでのいずれかに該当する者

ロ 第三十四条の二十八第一項若しくは第四項ただし書の認可若しくは第三十四条の四十第一項若しくは第三項ただし書の認可を受けた者（以下この号において「主要株主」という。）が第三十四条の三十一第一項若しくは第三十四条の四十三第一項の規定により認可を取り消された場合又は金融先物取引所持株会社が第三十四条の四十九第一項の規定により第三十四条の三十四第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内に当該主要株主若しくは金融先物取引所持株会社の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの

ハ 主要株主が第三十四条の三十一第一項又は第三十四条の四十三第一項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者

ニ 第三十四条の四十九第二項の規定により解任され、その解任の日から五年を経過しない者

第二章第二節第一款第一目中第九条の五を第九条の七とし、同章第一節中第九条の四を第九条の五とし、同条の次に次の一条を加える。

（差別的取扱いの禁止）

第九条の六 金融先物取引所は、特定の会員等に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

第九条の三を第九条の四とする。

第九条の二第三項中「(明治三十二年法律第四十八号)」を削り、同条を第九条の三とし、第九条の次に次の一条を加える。

(子会社の範囲)

第九条の二 金融先物取引所は、金融先物市場の開設及びこれに附帯する業務を営む会社以外の会社を子会社としてはならない。ただし、内閣総理大臣の認可を受けた場合は、金融先物市場の開設に関連する業務を営む会社を子会社とすることができる。

2 前項の「子会社」とは、金融先物取引所がその総株主又は総社員の議決権(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項において同じ。)の過半数を保有する会社をいう。この場合において、金融先物取引所及びその一若しくは二以上の子会社又は金融先物取引所の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員の議決権の過半数を保有する会社は、金融先物取引所の子会社とみなす。

第十一条第一項第五号及び第六号中「会員」を「会員等」に改める。

第十二条第三項中「第四十条第二項」を「第九十条の二十一第二項」に改める。

第十九条第一号を次のように改める。

一 法人（外国の法令に準拠して設立された法人（以下「外国法人」という。）については、国内に営業所又は事務所を有するものに限る。）でない者

第十九条第二号中「若しくは第七十九条第一項」を「第七十九条第一項」に改め、「許可を取り消され」の下に「若しくは第五十五条の十一第一項の規定により第五十五条の二第一項の認可を取り消され」を加え、「第五号へにおいて「免許等」という。」を削り、同条第四号中「又はこれに」を「若しくは第五十五条の十二の規定又はこれらに」に、「これに」を「これらに」に、「次号リ」を「次号ト及びリ」に、「その除名」を「又は取引資格を取り消され、その除名又は取消し」に改め、同条第五号中「役員又は」を「役員、国内における代表者（外国法人の国内における代表者をいう。以下同じ。）又は」に改め、同号ホ中「第三条の免許を取り消された場合」の下に「金融先物清算機関が第九十条の十九第一項若しくは第二項の規定により第九十条の二の免許を取り消された場合」を加え、「金融先物清算